

化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）の国内実施に向けた 各主体の主な貢献¹⁾

令和 6 年 11 月

化学物質と環境に関する政策対話

2023 年 9 月、第 5 回国際化学物質管理会議（ICCM5）にて「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）—化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」が採択された。本枠組みは、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）による、製造から製品への使用等を経て廃棄までライフサイクルを通じた化学物質管理の自主的な枠組みである。GFC では 5 つの戦略的目的及び 28 の個別ターゲットが設定されており、国内実施にはこれらの GFC ターゲット達成に向けた各主体による取組と各主体による連携が不可欠となる。

以上のことから、化学物質と環境に関する政策対話においては令和 6 年 2 月及び 11 月に GFC をテーマにした会合を実施し、様々な分野の主体からの出席者による化学物質管理に関する取組事例を収集した。これらの収集した情報に基づき、GFC ターゲット毎に各主体による国内実施への貢献として、以下のとおり集約した¹⁾。なお、「産業界」「市民団体」といったように中心的な役割を担う主体を明示しているが、これらは異なる主体間連携によって取組まれることが望ましい。

これらの取組事項が、別途関係省庁連絡会議において検討中の政府による取組と併せて、包括的な GFC 国内実施計画策定に寄与することを期待する。

戦略的目的 A

ライフサイクルを通じて、化学物質の安全で持続可能な管理を支援し、達成するための法的枠組み、組織的メカニズム及び能力が整備されている。

ターゲット A1	2030 年までに、 各国政府は 、その国の状況に適した形で、化学物質と廃棄物による有害な影響を防止し、防止が実行不可能な場合は、最小化するための法的枠組みを採択し、実施し、執行しており、適切な組織的能力を確立している。
-------------	---

施策・取組（主体名）

- 化学物質対策に関する条例の整備及びそれに基づく対策の実施（地方公共団体）
- より合理的な執行のための行政とその他のステークホルダーとの対話（全主体）

- 1) 第 19 回化学物質と環境に関する政策対話（令和 6 年 2 月 2 8 日開催）での資料 2 「GFC における各ターゲットと各主体別の取組等」における「3. 各主体別の取組等における GFC 戦略目標別グループ」から、各該当項目を抜粋（出典元 URL リンク：<https://www.env.go.jp/content/000202544.pdf>）。4 種類の主体（政府・国、政府間組織、企業・民間部門、関係主体・部門）をそれぞれハイライトした。

ターゲット A2	2030 年までに、 政府間組織は 、効果的な化学物質と廃棄物管理戦略を実施しようとする各国政府及び関係主体のニーズを支援するためのガイドラインを策定し、特に「化学物質管理における意思決定のための、化学物質の適正な管理に関する国際機関間プログラムのツールボックス」の更新をその基礎とする。
-------------	---

ターゲット A3	2030 年までに、 企業は 、ライフサイクル全体を通じて化学物質による有害な影響を防止し、防止が不可能な場合は最小化するための措置を実施する。
-------------	---

施策・取組（主体名）

- ライフサイクル全体を通じた自主的な化学物質の管理、成果の公表、社会との対話を行う「レスポンシブル・ケア」活動の推進（産業界）

ターゲット A4	2030 年までに、 主体は 化学物質と廃棄物の全ての不法貿易と取引を効果的に防止する。
-------------	---

ターゲット A5	2030 年までに、 各国政府は 、その国の国際的な義務に沿って、国内で禁止している化学物質の輸出の届出、規制、禁止に向けて取り組む。
-------------	--

ターゲット A6	2030 年までに、 全ての国が 、中毒の防止と対応に不可欠な能力を備えた中毒センターを利用できるようにするとともに、化学物質のリスク防止と臨床中毒学に関する研修を受けられるようにする。
-------------	--

ターゲット A7	2035 年までに、リスクが管理されておらず、より安全で安価な代替品が利用可能な場合において、 主体は 農業における有害性の高い農薬を段階的に廃止するための効果的な措置を講じ、それらの代替への移行を促進し、利用可能にする。
-------------	--

戦略的目的 B

情報に基づいた意思決定と行動を可能にするために、包括的で十分な知識、データ及び情報が生成され、利用可能で、全ての人に入手可能である。

ターゲット B1	2035 年までに、化学物質の特性に関する包括的なデータ・情報が生成され、利用可能でアクセス可能である。
-------------	--

施策・取組（主体名）

- 化学物質管理・利用に必要な情報基盤の整備（Webkis-Plus 等）（研究機関）

ターゲット	2030 年までに、 主体は 、可能な限り、バリューチェーン全体を通じて、材
-------	---

B2	料や製品中の化学物質に関する信頼できる情報を利用できるようにする。
----	-----------------------------------

施策・取組（主体名）

- サプライチェーン全体を通じた化学物質情報伝達システムの構築・運用（chemSHERPA, IMDS）（産業界）
- 製品中の化学物質に関する情報（管理対象物質の含有情報、安全性等）の作成、管理、公開（GPS/JIPS, GADSL 等）（産業界）
- 循環経済実現に資する製品中化学物質のトレースシステムに関する研究・試行（学術界）
- 製品中の化学物質成分情報の開示に関する自主基準の制定（産業界）

ターゲット B3	2035 年までに、 主体は 、化学物質と廃棄物の環境への排出と放出に関するデータに加えて、材料と製品への化学物質の使用を含む化学物質の生産に関するデータを生成し、これらのデータを利用可能にし、一般にアクセス可能にする。
-------------	---

施策・取組（主体名）

- PRTR データをわかりやすい形で解析・周知（検討会・勉強会等）する（市民団体）

ターゲット B4	2035 年までに、 主体は 、有害性及びリスク評価並びに化学物質と廃棄物管理に適切なガイドライン、利用可能な最良の慣行及び標準化されたツールを適用する。
-------------	--

施策・取組（主体名）

- 製品含有化学物質の管理に関するガイドラインの策定・公表（産業界）
- 化学物質リスク評価支援ポータルサイトの公開・管理（JCIA BIGDr）（産業界）
- 企業による自社製品の安全性の継続的な評価の推進（産業界）

ターゲット B5	2030 年までに、化学物質の安全性、持続可能性、より安全な代替品及び化学物質と廃棄物のリスクを削減するベネフィットに関する教育、研修、市民啓発プログラムが、ジェンダーに対応したアプローチを考慮しながら、開発され、実施されている。
-------------	---

施策・取組（主体名）

- 企業による自社製品の情報公開・リスクコミュニケーション（産業界）
- 化学物質管理に関するセミナー・フォーラム、ポスターコンテスト等の開催（産業界）
- 市民の化学物質への理解を深めるための公開講座、セミナー、学習会の開催。啓発パンフレット・ポスター等の作成・活用。機関誌コラムの連載（市民団体）
- 環境モニタリング結果に基づく、周辺住民への注意喚起等の取組（地方公共団体）
- 産業界と消費者との対話の場の設定。地域でのリスクコミュニケーション（市民団

体)

ターゲット B6	2030 年までに、 全ての政府は 、自国の状況に適した形で、全ての関連部門において、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）を適宜実施する。
-------------	---

施策・取組（主体名）

- 製品表示に関する取り組み（GHS の自主的試行、安全図記号の自主基準化）（産業界）

ターゲット B7	2030 年までに、 主体は 、可能な限り、ヒト（実現可能な場合に限り、性別、年齢、地域、その他の人口動態的要因及びその他の関連する健康決定要因ごとに細分化されたもの）、その他の生物相及び環境媒体における化学物質の濃度及び潜在的ばく露源に関する包括的かつ利用しやすいモニタリング及び監視データと情報を生成し、利用できるようにする。
-------------	--

施策・取組（主体名）

- 身近な製品・環境に関する自主的なモニタリング調査（市民団体）
- 懸念化学物質に関する生態影響の実態調査（研究機関）
- 地方公共団体における定期環境モニタリングの実施（地方公共団体）
- 自主的環境モニタリング・リスク評価及びその結果の公開（産業界）

戦略的目的 C

懸念される課題が特定され、優先順位が付けられ、対処される。

ターゲット C1	特定された懸念事項について、タイムラインを含む作業プロセス及び作業計画が確立され、採択され、実施される。
-------------	--

戦略的目的 D

人の健康と環境へのベネフィットが最大化され、リスクが防止され、防止が実行不可能な場合は最小化されるように、製品のバリューチェーンにおいて、より安全な代替品と革新的で持続可能な解決策が存在する。

ターゲット D1	2030 年までに、 企業は 、化学物質のライフサイクル全体を通じて、サステナブル・ケミストリーと資源効率を推進するためのイノベーションに一貫して投資し、それを達成する。
-------------	--

施策・取組（主体名）

- 自主認定制度等によるサステナブル・ケミストリー、資源効率推進に貢献する製品の開発・推進（産業界）
- プラスチック容器削減目標の設定・実施による資源効率推進（産業界）

● 容器等の製品環境配慮設計の自主基準・ガイドラインの策定・推進（産業界）

ターゲット D2	2035 年までに、 各国政府は 、利用可能な最良の技術、グリーン調達及び循環経済アプローチなど、ライフサイクル全体を通じて、より安全な代替と持続可能なアプローチを用いた生産を奨励する政策を実施する。政府は、2035 年までに安全な代替や持続可能なアプローチを使用する生産を奨励する政策を実施。
-------------	--

ターゲット D3	2030 年までに、 金融部門を含む民間部門は 、化学物質と廃棄物の適正管理を実施するための戦略と方針を、その金融アプローチとビジネスモデルに組み込み、国際的に認知された、又は同等の報告基準を適用する。
-------------	--

施策・取組（主体名）

- 化学物質と廃棄物の適正管理を非財務情報評価の中に適切に位置づけ、適切なエンゲージメントを行う（金融界）
- サステナブルケミストリーと資源効率推進に向けた投資を促進する投融資（金融界）

ターゲット D4	2030 年までに、 関連主体は 、研究・革新プログラムにおいて、消費生活用製品を含む製品や混合物中に含有される有害物質に対する持続可能な解決策と、より安全な代替物質を優先する。
-------------	--

施策・取組（主体名）

- 助成事業を通じた研究支援（Long-range Research Initiative）（産業界）
- 化学物質等の安全性、毒性評価試験、生態リスク評価に関する研究開発の推進（研究機関）

ターゲット D5	2030 年までに、 各国政府は 、アグロエコロジー、総合的病害虫管理、適切な場合には非化学物質代替の使用を含む、より安全で持続可能な農業慣行への支援を強化する政策とプログラムを実施する。
-------------	---

ターゲット D6	2030 年までに、 主要な経済と産業部門において 、持続可能な化学物質と廃棄物管理戦略が策定・実施される。この戦略では、優先的に対処する懸念化学物質を特定し、バリューチェーンにおけるその影響を削減し、さらに実行可能な場合は、その投入を削減するために、基準及び例えばケミカルフットプリント・アプローチのような措置を特定する。
-------------	---

ターゲット D7	2030 年までに、 主体は 、全ての関連部門及びサプライチェーン全体において、効果的な労働安全衛生の慣行と環境保護措置を確保するための措置を
-------------	--

	実施し、その努力をする。
--	--------------

施策・取組（主体名）

- 職場における化学物質リスクアセスメントの実施（産業界）
- 労働安全衛生に係る取組指針の策定（労働団体）
- 職場における労働安全衛生に関する定期調査の実施による実態把握と課題抽出（労働団体）
- 労働団体による労働安全衛生に関する集会・研修会の定期開催（労働団体）
- 職場におけるすべての労働者に対する安全衛生教育の実施（産業界）

戦略的目的 E

増大した効果的なリソース動員、パートナーシップ、協力、能力形成及び全ての関連する意思決定プロセスへの統合を通じて、実施が強化される。

ターゲット E1	2035 年までに、 各国政府は 、全ての関連部門計画、予算及び開発計画と開発援助政策・プログラムにおける実施を通じて、化学物質と廃棄物の適正管理を主流化する。
-------------	---

ターゲット E2	2030 年までに、化学物質と廃棄物の適正管理を達成するために、 部門間及び主体間の パートナーシップとネットワークが強化される。
-------------	--

施策・取組（主体名）

- ステークホルダー間の連携検討会の立ち上げ・推進（産業界）
- 化学物質と廃棄物の適正管理達成のための各種制度等に関する政策提言（市民団体）
- 住民と PRTR 届出企業と行政によるコミュニケーションの促進（市民団体）
- 国際学会、工業会等を通じた取組の情報発信（産業界）
- 国際的な調査パートナーシップ（アジアの NGO と共同での懸念化学物質使用実態調査等）（市民団体）
- アジア地域を含めた海外機関とのパートナーシップ構築（産業界）
- 環境パートナーシップの促進と ESD（持続可能な開発のための教育）活動支援（市民団体）
- 公害資料館間を基盤としたパートナーシップ構築（市民団体）
- 化学物質と環境に関する政策対話を通じた合意形成と政策提言（全主体）

ターゲット E3	化学物質と廃棄物の適正管理の達成を支援するために必要な、あらゆる資金源からの十分で、予測可能かつ持続可能な資金が、民間資金の活用や革新的なブレンデッド・ファイナンススキームの促進によるものを含め、 全ての主体によって 、全ての部門において、枠組みのビジョン、戦略目的及びターゲットに沿って特定され、動員される。
-------------	--

施策・取組（主体名）

- 化学物質と廃棄物の適正管理を非財務情報評価の中に適切に位置づけ、適切なエンゲージメントを行う（金融界）
- 投資のみならず間接金融を通じたインセンティブとするための啓発活動（21 世紀金融行動原則等）（金融界）

ターゲット E4	化学物質に関するグローバル枠組み基金を通じたものを含む能力形成のために、化学物質と廃棄物の適正管理を実施するための資金ギャップが特定され、検討される。
-------------	---

施策・取組（主体名）

- ICCA ASEAN Regulatory Cooperation Project (ARCP) を通じた能力形成活動（産業界）

ターゲット E5	2030 年までに、各国政府は、化学物質と廃棄物の適正管理にかかるコストを、様々なアプローチを通じて内部化するための政策を導入するための措置を講じる。
-------------	---

ターゲット E6	2030 年までに、主体は、気候変動の解決策、生物多様性の保全、人権保護、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ又はプライマリー・ヘルスケアに関するもののような、その他の主要な環境・保健・労働方針と化学物質と廃棄物管理との間の相乗効果と関係性を特定し、必要に応じて強化する。
-------------	--

施策・取組（主体名）

- カーボンニュートラルや資源循環政策における化学物質管理の課題予測ならびに主流化の推進（全主体）
- 化学物質による生物多様性影響に関するリテラシー向上活動（研究機関）

（以上）

添付：第19・20回「化学物質と環境に関する政策対話」メンバー（敬称略）¹⁾

学識経験者		19回	20回
浅利 美鈴	大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 総合地球環境学研究所、基盤研究部 教授)	○	-
亀屋 隆志	国立大学法人横浜国立大学 大学院環境情報研究院 教授	○	○
五箇 公一	国立研究開発法人国立環境研究所 生物多様性領域 生態リスク評価・対策研究室長	-	-
村山 武彦	国立大学法人東京科学大学 環境・社会理工学院 教授	○	○
市民			
有田 芳子	主婦連合会 環境部長	○	○
橘高 真佐美	オーフス条約を日本で実現する NGO ネットワーク 事務局長	○	○
崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー	-	○
槌田 博	特定非営利活動法人有害化学物質削減ネットワーク 理事	○	○
中下 裕子	ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 代表理事	○	○
中地 重晴	学校法人熊本学園 熊本学園大学 教授	○	○
江口 健介	一般社団法人環境パートナーシップ会議 マネージャー	/	◇
労働団体			
富田 珠代	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 総合局長	-	○
森 裕樹	日本化学エネルギー産業労働組合連合会 副事務局長	○	-
産業界			
岩崎 雅彦	一般社団法人 日本自動車工業会 環境技術・政策委員会 製品化学物質管理部会 副部会長、日産自動車株式会社	○	○
的場 好英	一般社団法人 日本化学工業協会 新規課題対応ワーキンググループ 主査（代理）	※	○
須方 督夫	一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事	○	※
高岡 弘光	日本石鹼洗剤工業会 専務理事	※	○
長谷 恵美子	日本石鹼洗剤工業会 環境・安全専門委員会（委員）	井	◇
山田 春規	アーティクルマネジメント推進協議会 運営委員長	※	○

小田原 恭子	住友化学株式会社 執行役員、生物環境科学研究所 長	○	/
金融			
竹ヶ原 啓介	国立大学法人 政策研究大学院大学 教授	/	◇
行政			
田中 晃	神奈川県環境農政局環境部環境課	○	/
小ノ澤 忠義	埼玉県環境部大気環境課 課長	/	◇
田中 里依	厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課 化学物質安 全対策室長	※	○
土井 智史	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策 課長	※	○
佐藤 夏人	農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課長	※	○
大本 治康	経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管 理課長	※	○
鮎川 智一	環境省 大臣官房 環境保健部 化学物質安全課長	※	○
事務局			
前田 光哉	環境省 大臣官房 環境保健部長	※	-
高木 恒輝	環境省 大臣官房 環境保健部 水銀・国際室長	○	○

1) ○：参加、-：欠席、/：メンバー外、◇：20 回からの新規追加メンバー、※：代理参加もしくは交代メンバーによる参加：#：前回陪席参加